

唯一の「港湾法」コンメンタール！
平成25、26年改正を反映した待望の改訂版！

詳 解

逐条解説 港湾法

改訂版

多賀谷 一照（獨協大学教授） 著

A5判・696頁 定価：本体4,000円+税



平成23年の大改正時に58年ぶりに刊行された港湾法逐条解説に平成25、26年改正を反映した待望の改訂版。逐条解説だけでなく、港湾法と港湾施設管理条例等との関係に言及して港湾管理実務の法的側面が分析された、港湾に係る国土交通省・地方自治体の職員、港湾管理者の必携の書である。

特 色

- 防災・減災対策、コンテナ・バルクに関する最新の法改正を網羅！
- 港湾法と港湾施設管理条例等との関連を論述し、港湾管理実務の法的側面を分析！
- 雑則の重要な規定も構成・分類して詳細に解説！

港湾に係る多くの人々が待望してきた港湾法のコンメンタールである本書の刊行からはや三年を経過した。この間、本書は私自身を含む港湾行政実務関係者はもとより、港湾産業、港湾立地企業、学術研究者等の中で幅広く浸透し、わが国港湾について理解をする上で不可欠の書としての立場を確立したといえるだろう。

初版は、六十年間港湾法の中で変わることのなかった「港格」、すなわち港湾の種類を変更した平成二三年の大改正を反映した形で刊行されたが、この平成二三年は二つの点でわが国の転換点になったと私は考えている。言うまでもなく一つは戦後最悪の自然災害となった東日本大震災に見舞われたということであり、いま一つはわが国の人口が統計上有意な減少期に突入したということである。

東日本大震災は否応なく港湾を含む社会資本全体に「安全・安心」面での課題を突きつけることとなり、人口減少社会は戦後の人口ボーナスに支えられた経済成長から世界との経済交流の中にそのチャンスを見いだしていく方向へ、そしてその核となる「港湾の国際競争力の強化」を課題として改めて明確に浮かびあがらせることとなったのである。(略)

この度、これらの港湾法改正を網羅する形で、改訂版発行の運びとなったことに改めて感謝申し上げたい。益々本書がコンメンタールとして活用されることを望むものである。

国土交通省港湾局長 「改訂版の刊行にあたって」より



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

内容構成

第一章 総則（第一条～第三条）

- 港湾法と「港湾」
- 目的
- 定義
- 特定貨物輸入拠点港湾の指定
- 漁港に関する規定
- 補論 わが国港湾を取り巻く社会経済環境と港湾政策の動向

第一章の二 港湾計画等（第三条の二～第三条の四）

- 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針
- 港湾計画
- 港湾計画の変更の提案

第二章 港務局（第四条～第三十二条）

- 第一節 港務局の設立等
 - 設立等～港湾区域の公告等
 - 港務局の解散事由～即時抗告
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用
- 第二節 港務局の業務
 - 業務
 - 規程
 - 私企業への不干与等
- 第三節 港務局の組織
 - 委員会～港務局を組織する地方公共
- 第四節 港務局の財務
 - 出資～財産目録等

第三章 港湾管理者としての地方公共団体（第三十三条～第三十六条）

- 港湾管理者としての地方公共団体の決定等
- 業務
- 委員会
- 地方港湾審議会
- 港務局が成立した場合等
- 補論 港湾施設管理条例等

第四章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条～第四十一条）

- 港湾区域内の工事等の許可
- 港湾隣接地域
- 禁止行為
- 臨港地区
- 臨港地区内における行為の届出等
- 分区の指定
- 分区内の規制
- 違反構築物に対する措置
- 有害構築物の改築等
- 補論一 港湾法第四章と港湾施設管理

条例等 補論二 放置艇、沈船等と港湾管理

第五章 港湾工事の費用（第四十二条～第四十三条の五）

- 港湾工事の範囲等
- 費用の負担
- 費用の補助
- 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担
- 原因者の負担
- 受益者の負担
- 港湾環境整備負担金

第六章 開発保全航路（第四十三条の六～第四十三条の十）

- 開発及び保全
- 禁止行為等
- 費用の負担
- 事業者の申請による工事の施行

第七章 港湾運営会社（第四十三条の十一～第四十三条の二十八）

- 港湾運営会社の意義
- 第一節 港湾運営会社の指定等
 - 港湾運営会社の指定
 - 運営計画の変更
 - 臨港地区内における行為の届出の特例
- 合併及び分割
- 区分経理
- 監督命令
- 事業の休止及び廃止
- 指定の取消し
- 指定を取り消した場合における措置
- 第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等
 - 議決権の保有制限
 - 対象議決権保有届出書の提出
 - 対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査
 - 発行済株式の総数等の公表
- 第三節 特定港湾運営会社に対する政府の出資等
 - 政府の出資
 - 事業計画等
 - 定款の変更等
 - 協議

第八章 雑則（第四十四条～第四十四条）

- 【料金、収支報告等】
- 港湾管理者の料金

- 入港料
- 滞納処分
- 港湾管理者以外の者の料金
- 事務の委任
- 滞船の場合における要請
- 国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等
- 不平等取扱の禁止
- 削除
- 収支報告
- 港湾台帳
- 【入出港書類の統一化と電子化】
- 入出港書類の統一
- 電子情報処理組織の設置及び管理等【運営協議会等】
- 港湾管理者の協議会の設置等
- 港湾広域防災協議会
- 国際戦略港湾運営効率化協議会
- 特定利用推進計画
- 特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会
- 港湾区域内の工事等の許可等の特例
- 共同化促進施設協定の締結等
- 認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等
- 共同化促進施設協定の認可
- 共同化促進施設協定の変更
- 共同化促進施設協定の効力
- 共同化促進施設協定の廃止
- 借主の地位
- 【港湾管理者の設置に関する勧告】
- 勧告
- 【直轄工事等】
- 直轄工事
- 土地又は工作物の譲渡
- 港湾施設の貸付け等
- 特定埠頭を構成する行政財産の貸付
- 埠頭群を構成する行政財産の貸付け【公用制限・危機管理】
- 他人の土地への立入
- 非常災害の場合における土地の一時使用等
- 国土交通大臣による港湾広域防災施設等の管理
- 国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等
- 緊急確保航路内の禁止行為等
- 損失の補償
- 港湾工事に伴う工事の費用の補償
- 事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例
- 【資金の貸付け】
- 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

- 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け
- 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
- 【港湾区域の定めのない港湾】
- 港湾区域の定めのない港湾
- 【技術上の基準】
- 港湾の施設に関する技術上の基準等
- 登録
- 登録の更新
- 確認の義務
- 登録事項の変更の届出
- 確認業務規程
- 確認員
- 秘密保持義務等
- 財務諸表等の備付け及び閲覧等
- 業務の休廃止
- 適合命令
- 改善命令
- 報告及び検査
- 登録の取消し等
- 帳簿の記載
- 公示
- 審査請求
- 国土交通大臣による確認業務の実施等
- 手数料の納付
- 特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等
- 国土交通大臣への報告等
- 水域施設等の建設又は改良
- 【監督処分等】
- 監督処分
- 報告の徴収等
- 強制徴収
- 【行政過程】
- 関係行政機関の長との協議
- 他の法令との関係
- 審査庁
- 行政事件訴訟法等の適用
- 運輸審議会への諮問
- 許可の条件
- 経過措置
- 職権の委任
- 事務の区分
- 【罰則】
- 罰則
- 資料
- ○ 港湾法（昭和五十五年法律第二一八号）
- ○ 港湾法施行令（昭和二六年政令第四号）
- ○ 港湾法施行規則（昭和二六年運輸省令第九八号）
- 事項索引

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

